

大東市景観ガイドライン

大東市

目次

1	はじめに	1
1-1	景観ガイドラインの目的	1
1-2	景観ガイドラインの構成	2
1-3	景観形成の進め方	3
2	届出対象区域と届出対象行為	6
2-1	届出対象区域	6
2-2	届出対象行為	6
3	景観形成基準の解説	7
3-1	景観形成基準の索引	7
3-2	基準の解説	9
4	今後の展望	24

1 はじめに

1-1 景観ガイドラインの目的

大東市は、生駒山系の豊かな緑や市内を流れる河川、都心に近い近代的なまちなみなど、多くの魅力的な都市景観、自然景観、歴史的景観を形成しています。しかし一方で、これらの都市景観、自然景観、歴史的景観の要素が個々に、あるいは無秩序に混在していることが、良質な景観形成を阻害している要因の一つとも考えられます。

本市特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められるなか、本市ではこれまで、大阪府景観計画に基づき景観形成を図ってきましたが、この度「大東市景観計画」を策定し、地域の特色を生かした独自の景観づくりに取り組むこととしました。

景観は、日々の暮らしや営みの積み重ねのなかで形作られていくものです。景観形成の主体となる市民、事業者の皆様や行政が普段から景観に対する意識を高めることで、魅力的な景観を守り、育て、市民が愛着や誇りを感じることでできる景観をつくりたいと考えています。

本ガイドラインは、「大東市景観計画」で定める建築物や工作物等の景観形成の基準の解説、具体的な景観づくりの方法を紹介しています。主に、大規模な建築物や工作物等を建築・改修する際に届出対象となる建築物等の建築主・事業者の皆様は、良好な都市景観形成につながる建築物等への配慮に役立てていただくためのものです。また、届出対象行為以外であっても建築物や工作物の新設や改修の際には本ガイドラインを参考にし、よりよい景観づくりに取り組みましょう。

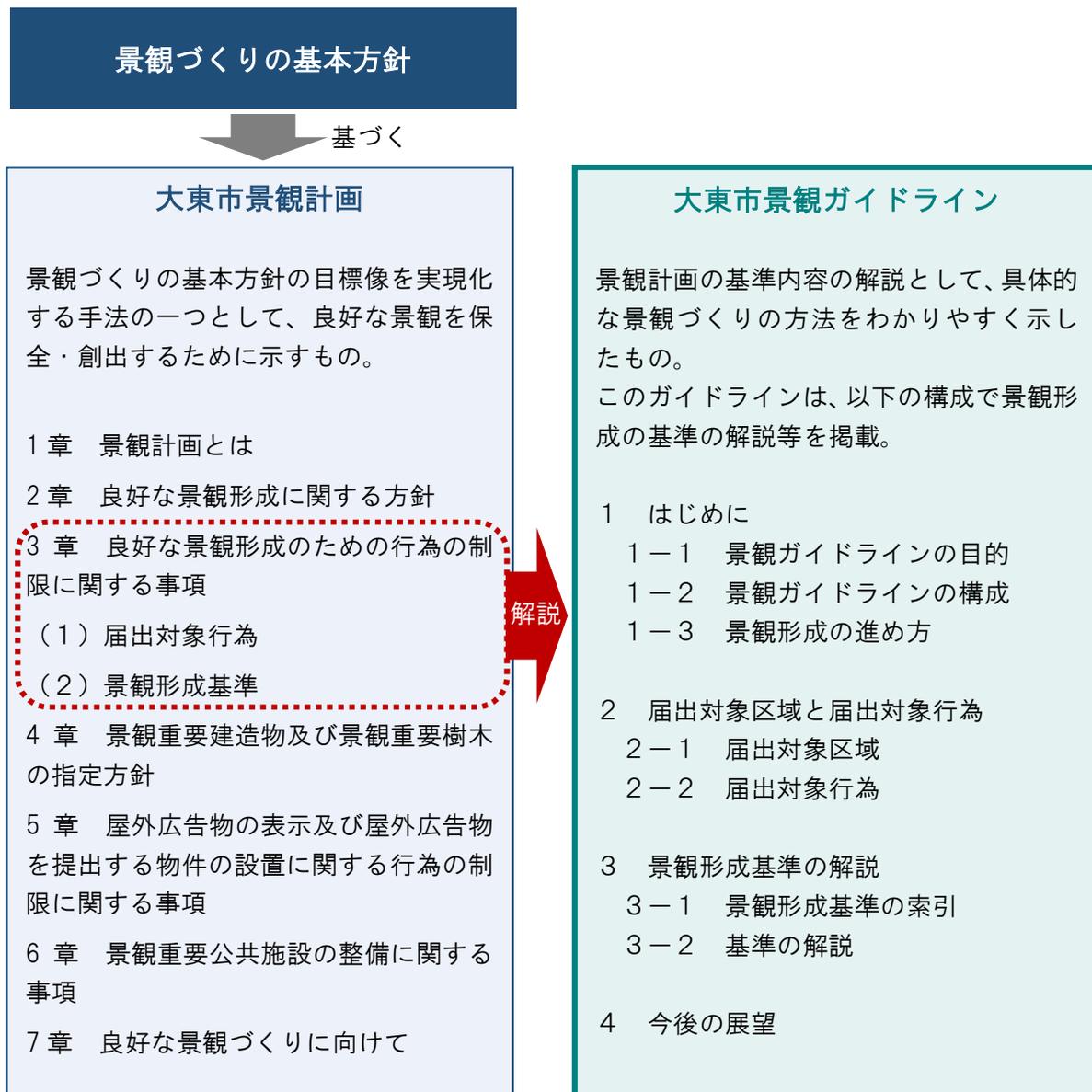
本ガイドラインの活用により、大東の特徴を活かした景観「大東スタイル」の確立をめざします。

1-2 景観ガイドラインの構成

本市の景観計画では、市全域を景観計画区域に設定し、届出対象行為と景観形成の基準を定めています。

本ガイドラインでは、市全域の景観形成の基準を解説していますので、景観法に基づく行為の届出対象行為以外であっても、建築物の建築や工作物の新築、改修などの際にご活用ください。

景観づくりの基本方針・景観計画・景観ガイドラインの関係



1-3 景観形成の進め方

建築物等を計画する際の、良好な景観形成のための進め方を記載しています。

ステップ1 地域の景観を知る

本市の景観は地域ごとにいろいろな特徴を持っています。まず、その地域がどういう成り立ちや特徴を持った地域なのか、地図や文献等で知ることから始めましょう。

1 景観づくりの基本方針を確認する

「景観づくりの基本方針」で、景観の特徴や課題、目指すべき方向性を確認しましょう。

2 土地の歴史・文化や地形を確認する

地域の成り立ち、歴史的な建築物の位置や地形などを地図や文献等で調べましょう。大東市は大きく山地・平地で構成され、東部の生駒山系の山間地、中部から西部にかけての平地です。土地がどこに位置するのか確認しましょう。

ステップ2 現地に出て敷地周辺の特徴を読み取る

次に現地に出て、敷地周辺の地形や建築物を建てた時の見え方、周辺環境を確認しましょう。

視点1 敷地や建築物の見え方を確認する

景観を考える際には、敷地と周辺との関係を意識することが必要です。敷地の外に立って、以下のように周辺からの見え方を確認しながら、敷地周辺の特徴を読み取りましょう。

(1) 遠景を確認する

高い位置や離れた場所から敷地を望むことができる場所があるか探します。次にその場所から敷地やその周囲を見たときに、どのように見えるかを確認します。

(2) 中景を確認する

敷地が面している通りに沿って見た場合に、景観を構成する要素にはどのようなものがあるのか、またどのような特徴があるのかを確認します。

(3) 近景を確認する

敷地に近寄って間近で見た時にどのように見えるか、何が目立つのかなどを確認します。

視点2 地域の景観資源を探す

地域らしい景観形成を考える際に留意すべき事項は地域によって異なるため、地勢の特徴・歴史の資源・人々の思い等地域に特徴的なものがあれば把握しましょう。

ステップ3 計画を考える

ステップ1、2を踏まえて、本ガイドラインを参考にしながら、具体的な計画を考えましょう。

景観づくりの方法を確認し、計画を考える

ステップ1、2で捉えた景観の特徴を活かすべく、本ガイドラインの景観づくりの方法を参考にしながら、どんな工夫ができるのか考えてみましょう。

景観の特徴を活かした景観形成の例

前述の進め方を参考にしながら、大東らしい景観の特徴を活かした工夫をしましょう。例えば、以下のような工夫の仕方があります。

遠景を活かした工夫例



寝屋川沿いの眺め

景観の特徴：橋などから寝屋川を眺めたときの見通しのきく広がりのある景観



工夫例：広がりのある景観を壊さないように、建物の配置に配慮します。眺望の対象となることを意識し、河川沿いに緑を配置するなど、河川の見せ方に配慮します。



生駒山系からの眺め

景観の特徴：生駒山系から市内を眺めたときの緑の奥に市街地を望める広がりのある景観



工夫例：眺望点となる場所からの視界を遮らないように建物のスカイラインなど配置に配慮します。

中景を活かした工夫例



御領地区の通りの眺め

景観の特徴：勾配屋根や板塀をもつ和風の建物が連続する趣ある路地景観



工夫例：屋根や塀の連続性を保つよう、勾配屋根とし、板塀で周囲を囲みます。



生駒山系を背景とする通りの眺め

景観の特徴：生駒山系を背景とする緑ある落ち着いた住宅地の景観



工夫例：生駒山系の緑へと、連続感を持たせ視線を誘導する植栽を敷地に配置します。



住道駅前南側の眺め

景観の特徴：バリアフリーや安全面にも配慮しつつ、茶系の色彩で統一され、緑の連続性のある整った駅前の景観



工夫例：バリアフリーや安全面にも十分配慮したうえで、周囲の建物と同じ色相や彩度で統一し、市の拠点としてふさわしい洗練されたデザインとします。

電柱もなくて
きれいだね！



景観資源を活かした工夫例



南新田せせらぎ水路

自然の景観資源：より身近にうるおいを感じる小規模な河川や水路の水辺環境



工夫例：水辺空間を活かし、河川や水路に面した植栽の設置や、憩うことのできるスペースの確保などを行います。



御領菅原神社と大木

歴史的な景観資源：神社や大木の歴史的資源による地域のアイデンティティとなる景観



工夫例：景観資源への視線を遮らないよう配慮します。歴史的な雰囲気を変えない素朴なデザインとし、景観資源を引き立てます。



大東ズンチャッチャ夜市

営みの景観資源：賑わいを感じさせる駅前や商業地などの営み景観



工夫例：まちなみが映えるよう色彩やデザインに配慮するとともに、駅前デッキなどのオープンスペースを活用し、風格と賑わいのある魅力的な景観を創出します。



住工が共存する地域

工業的な景観資源：住宅と工場が共存し、お互いに配慮し合う調和した景観



工夫例：工場と住宅の色調を合わせる工夫や、工場と住宅の境目に緑を効果的に配置することなどにより、住工が調和する本市独自の魅力的な景観を創出し、住工が共存する地域をめざします。

この他にも、例えば、大東市民憲章協議会が市内の素晴らしいと感じる風景や、史跡、文化財、自然などを「大東八景」として選定しています。これらは本市で大切にしていけるべき景観資源であり、これらの周辺に敷地が位置する場合は、景観資源への主要な眺望点からの視線を阻害せず、美しく見えるようにするなど配慮しましょう。

<大東八景>

- ・ 萌える草地（寝屋川治水緑地）
- ・ 叙情の水郷（御領水路）
- ・ 美わしの社（三箇城跡）
- ・ 新しいまちへの魁（住道駅周辺）
- ・ 大いなるふるさと（飯盛山）
- ・ 絵日傘の舞（野崎観音）
- ・ 緑風のささやき（野崎飯盛ハイキング道）
- ・ 幽寂の社（須波麻神社）



寝屋川治水緑地



御領水路



須波麻神社



三箇城跡



住道駅周辺



野崎城址（飯盛山）



野崎観音



野崎飯盛ハイキング道

みんなで考えれば新しい八景も見つかるかも！



2 届出対象区域と届出対象行為

2-1 届出対象区域

本市全域を景観計画区域とすることから、届出対象区域は市全域とします。

2-2 届出対象行為

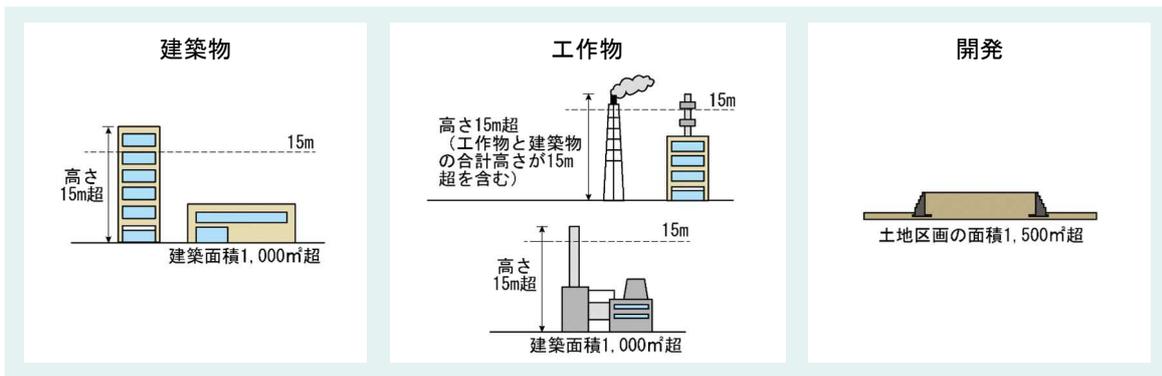
景観計画区域（市全域）に対する届出対象行為を以下のとおり定めています。

届出対象となる行為及び規模

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※1	建築面積	1,000㎡超 (増築・改築後に上記の規模になるものを含む)	
	高さ	15m超 (増築・改築後に上記の規模になるものを含む)	
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※1	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱木柱、装飾塔記念塔、高架槽サイロ、物見塔等	高さ	15m超
	擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	建築面積	1,000㎡超
開発行為※2		高さ	15m超
		開発面積	1,500㎡超

※1 建築物（届出の対象となる規模を超えるもの）で、増築又は改築に係る部分の床面積が、増築又は改築前の建築物の建築面積の10分の1を超えるもの。工作物（届出の対象となる規模を超えるもの）で、増築又は改築に係る部分の築造面積が、増築又は改築前の工作物の築造面積の10分の1を超えるもの。建築物・工作物の外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該外観の過半にあたる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※2 都市計画法第4条12項に規定する開発行為（「主として建築物の建築又は特定工作物の建設のように供する目的で行なう土地の区画形質の変更」）



3 景観形成基準の解説

3-1 景観形成基準の索引

	項目	基準	解説 ページ
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等を見て、連続性に配慮した配置とする。 ・壁面後退や植栽の設置など、道路や隣接する建築物等との間に適切な間隔を確保し、周辺への圧迫感の軽減に努める。 	P9
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁および屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 	P10
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、著しく突出した意匠とししない。 ・多様な視点場を考慮し、敷地や建築物の見え方に配慮する。 ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体としてのまとまりや、景観にアクセントを与えるものになるよう工夫する。 	P12
		<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とにならないように工夫をする。 	P13
	屋外付帯物（駐車場・ごみ置場など）	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場およびごみ置場等は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は植栽により修景、あるいは建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 	P14
	屋上付帯物（高架水槽など）	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽および屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋上工作物および塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 	P15
	外壁付帯物（ダクト類、屋外階段、室外機など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 ・エアコンの室外機および物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。 	P16
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・垣・さく・塀は周辺の景観に調和した意匠・色彩とし、圧迫感を軽減する工夫をするとともに、単調・無機質な印象とにならないよう配慮する。 	P17
	敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。 	P18

	項目	基準	解説 ページ
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示する情報を整理するとともに、必要最小限の大きさ個数とする。 ・同じ広告物を複数の位置に表示することは避けて、最も効果的と考えられる場所1箇所に集約して表示する。 ・複数の広告物を表示する場合は、できるだけ1箇所に集約する。 ・集約できない場合は、位置や大きさ、高さ、色彩、形状等を揃えるなど乱雑な印象にならないように配慮する。 ・建築物の外壁に調和し、安全で耐久性のある材質を使用する。 ・色数は極力少なくし、色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をする。 ・広告物の形状・色彩・素材等は、設置する建築物や周辺の景観との調和に配慮する。 ・夜間景観に配慮し、照明の数量や光源の見え方にも配慮する。 	P19
工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等を見て、連続性に配慮した配置とする。 ・壁面後退や植栽の設置など、道路や隣接する建築物等との間に適切な間隔を確保し、周辺への圧迫感の軽減に努める。 	P21
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 	P21
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、著しく突出した意匠とししない。 ・多様な視点場を考慮し、敷地や工作物の見え方に配慮する。 ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、工作物全体としてのまとまりや、景観にアクセントを与えるものになるよう工夫する。 	P22
		<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。 	P22
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・垣・さく・塀は周辺に調和した意匠・色彩とし、圧迫感を軽減する工夫をするとともに、単調・無機質な印象とならないよう配慮する。 	P23
	敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。 	P23
	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態とする。 	P23

3-2 基準の解説

① 建築物の基準の解説

配置

- ・ 周辺の建築物等を見て、連続性に配慮した配置とする。
- ・ 壁面後退や植栽の設置など、道路や隣接する建築物等との間に適切な間隔を確保し、周辺への圧迫感の軽減に努める。

建築物の配置を揃えることにより、連続性のあるまちなみが形成されます。また、連続性に配慮した上で、必要に応じてオープンスペースや植栽を設けると、圧迫感が軽減され、歩行者にとって歩きやすく、ゆとりや潤いを感じられる空間となります。したがって、建築物の配置においては、周辺のまちなみを見ながら、連続性や圧迫感の軽減などを考慮することが必要です。

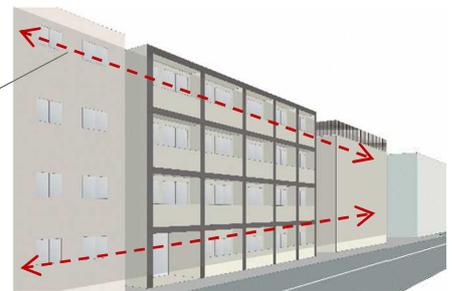
景観づくりの方法

● 連続性に配慮する

○ 壁面の位置を揃える

周囲の建築物の壁面の位置が揃っているところでは、その連続性が守られるように建築物を配置しましょう。

周囲の建築物と壁面の位置を揃えて、まちなみの連続性を守っている

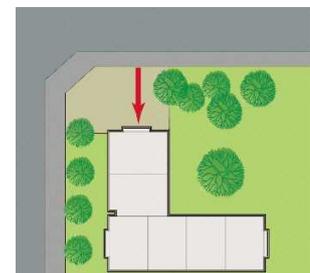


● 圧迫感を軽減する

○ 建築物の配置を工夫する

歩行者への圧迫感を軽減させるため、敷地境界線から建築物を後退させ、植栽やオープンスペースを配置しましょう。

道路から建築物を後退させて植栽を設け、圧迫感を軽減している



色彩

・外壁および屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。

※次項の色彩基準を遵守すること。

大規模な建築物は、その外観の色彩が景観に大きな影響を与えます。また、周囲の建築物や自然環境により、地域それぞれの景観に調和する色彩が存在します。基本的には彩度の低い落ち着いた温かみのある色彩としながら、周囲の環境に応じて色彩計画を立てることが必要です。

景観づくりの方法

●周囲の景観になじませる

○周囲の建築物の色彩に合わせる

色相や明度・彩度を合わせることによって一体感のあるまちなみとしましょう。

明度や彩度に差があっても、茶系の色相で統一することで、一体感を出している



色相に差があっても、明度や彩度を統一することで、一体感を出している



○自然になじむ色彩とする

茶系などアースカラーの色彩を用い、自然になじませましょう。

塀を茶系の色彩とし、植栽や自然素材の連続性のある通りの景観になじむようにしている

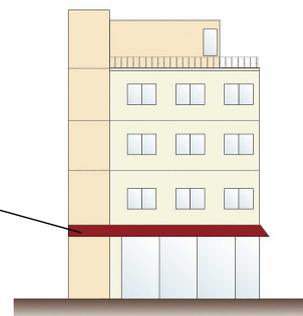


●アクセントをつける

○色の組み合わせを工夫する

建築物の明度や彩度を落ち着かせつつ、色の組み合わせを工夫することで、アクセントをつけましょう。

建築物の一部にアクセントカラーを用い、程よく個性を演出している



●地域の伝統を継承する

○地域の伝統的な材料を使用する

石や木、しっくい、土、瓦など地域の伝統的な材料を取り入れましょう。



瓦

木としっくい

石

【色彩基準】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

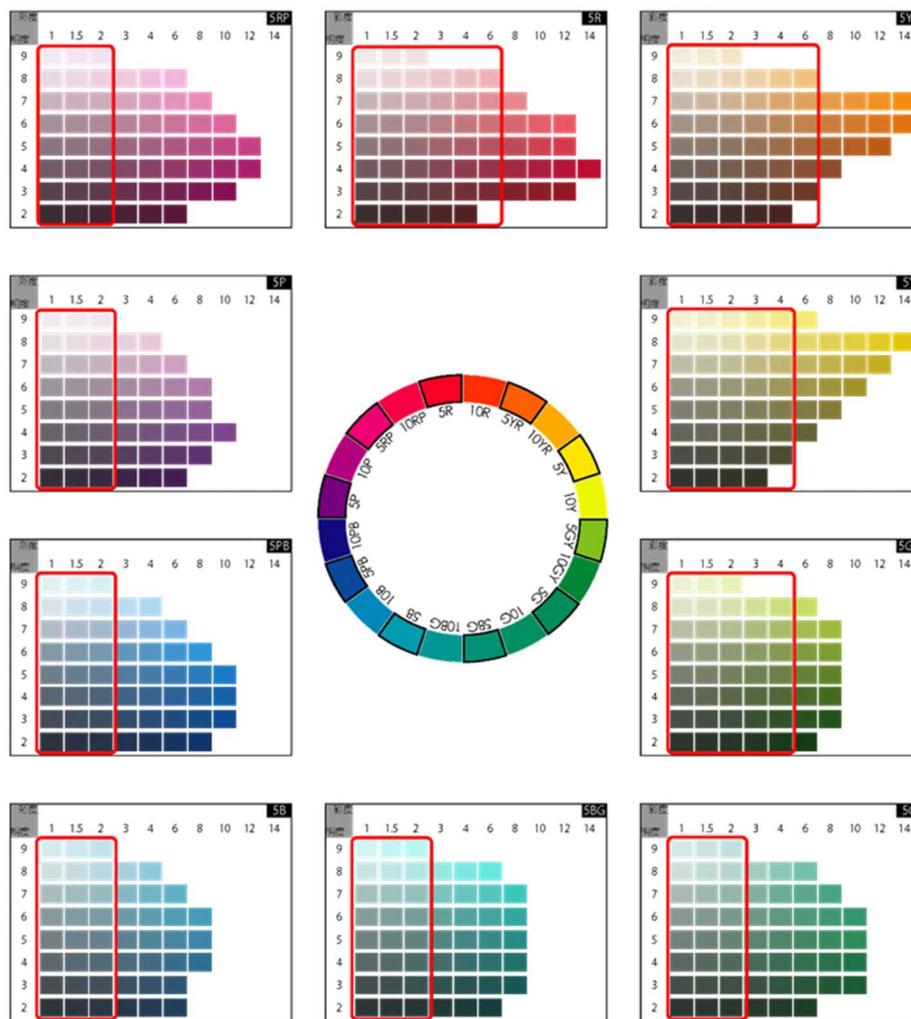
- ① R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

使用できる色彩の範囲



※実際の色彩は色票により確認して下さい。

意匠

- ・周辺の景観との調和に配慮し、著しく突出した意匠としない。
- ・多様な視点場を考慮し、敷地や建築物の見え方に配慮する。
- ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、建築物全体としてのまとまりや、景観にアクセントを与えるものになるよう工夫する。

建築物を建てる際には、周囲の景観資源を大切にし、地形や自然環境など土地の成り立ちや歴史を踏まえながら、その土地にふさわしいデザインとすることが必要です。

また、建築物は、通りに沿った正面だけでなく、裏側や上からも人目に付く場合があることから、遠景・中景・近景など多様な視点場からの見え方を考慮することも必要です。

周囲の景観や見え方に配慮しながら、建築物全体のまとまりや個性を演出し、魅力的な景観づくりをすることが必要です。

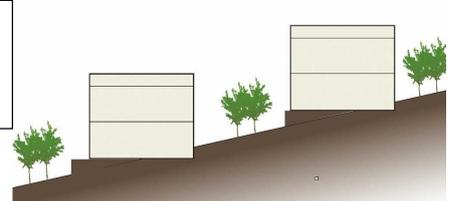
景観づくりの方法

●地形や自然などを守る

○地形と調和した形態とする

生駒山系の山すそなどに建築する場合は、建築物の規模を抑えるなど、地形をできるだけ守りましょう。

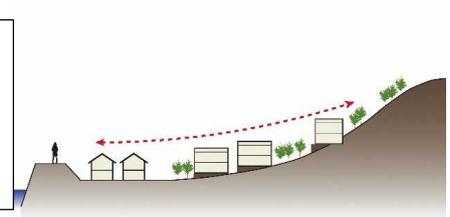
建築物を分割して程よい規模とし、地形を大きく改変しないようにしている



○広がりのある眺望に配慮した形態とする

寝屋川沿いの眺望、生駒山系への眺望、沿道からの眺望など、広がりのある眺望に配慮した形態としましょう。

背後（山側）の建築物を隠さない高さとするなどで、生駒山系への奥行きのある眺望を阻害しないようにしている



●周囲の景観に調和させる

○周囲の優れた景観と調和したデザインとする

昔ながらのまちなみが残る場所など、周囲に優れた景観がある場合には、周囲の景観と調和したデザインとしましょう。

勾配屋根とし、壁面や塀に木を用いるなど、周囲の景観と調和させている



●優れた景観資源を活かす

○水と緑のうるおいある景観をつくる

水路や河川などの水辺空間に沿って植栽やオープンスペースを配置することによって、うるおいある景観をつくりましょう。

水路に面したところに庭を設け、より水を身近に感じることができるようにしている



水路沿いに花壇を設け、より水路が美しく見えるようにしている

○自然資源を見せる

樹林地や河川、水路などをより身近に感じることができるよう、自然資源を見せましょう。

建築物の一部の高さを低くし、背後の樹林地を見せている

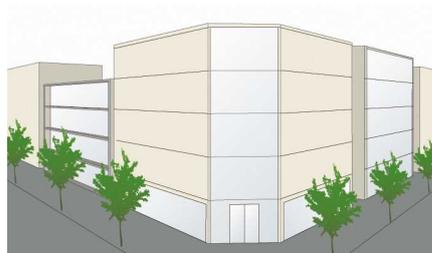


●景観を演出する

○まちなみを印象づけるデザインとする

交差点など人の視線が集まりやすい場所では、周囲の景観に配慮しながら、まちなみが単調とならないよう変化のあるデザインにしましょう。

交差点でデザインに変化をつけ、印象的なまちかどを演出している



意匠

・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。

建築物の長大な壁面は、歩行者に圧迫感や威圧感を与えます。このため、壁面が長大となる場合は、色彩や素材により分節したり、凹凸により陰影を設けたりするなどして、視覚的に圧迫感を軽減させることが必要です。

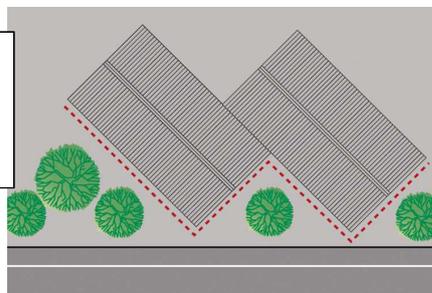
景観づくりの方法

●形態に変化をつける

○凹凸のある形態とする

周囲の建築物との壁面の連続性に配慮しつつ、適切に雁行型の形態や分棟型の建築物にすることで、長大な壁面が現れないようにしましょう。

分棟型にして道路から角度をつけて配置し、長大な壁面が道路から目立たないようにしている



●分節化する

○色彩や素材等で区切る

色彩や素材等を工夫して変化をつけることで、圧迫感を軽減させ、単調な壁面にならないようにしましょう。

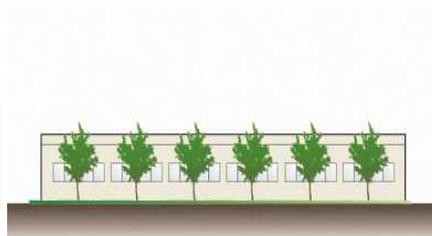
道路に面した長大な壁面の色彩やデザインに変化をつけ、単調にならないようにしている



○緑で区切る

長大な壁面の前に植栽を配置することで、壁面が分節して見えるようにし、圧迫感を軽減させましょう。

長大な壁面の前面に樹木を配置し、圧迫感を軽減している



屋外付帯物（駐車場・ごみ置場など）

・ 駐車場、駐輪場およびごみ置場等は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は植栽により修景、あるいは建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

建築物の周りの屋外空間も景観を構成する重要な要素です。特に駐輪場や駐車場、ごみ置場等は、景観に雑然とした印象を与える可能性があるため、修景等景観への配慮が必要です。

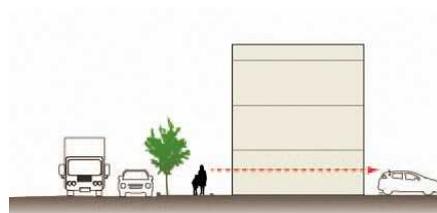
景観づくりの方法

●配置を工夫する

○外から目立たない配置とする

人の行き交う公共空間に面する場所を避け、人の視線が通りにくいところに付帯物を配置しましょう。

敷地の内側などに駐車場を配置し、公共空間から見えにくくしている



○建築物の内側に配置する

建築物の内側に付帯物を配置することで目立たないようにしましょう。

建築物の内側に駐車場を配置し、目立たないようにしている



●美しく見せる

○地面を舗装する

車がある時もない時も、美しく見えるように、舗装を行う等、駐車場自体のデザインを工夫し、美しく見せましょう。

駐車場を緑化舗装し、無機質さを和らげている



○建築物と一体化したデザインとする

建築物と一体化して見えるようなデザインや色彩とし、目立たないようにしましょう。

ごみ置場を建築物と一体化したデザインとし、目立たないようにしている

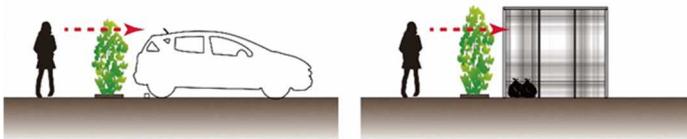


●隠す

○視線を遮る

植栽や高低差で付帯物への視線を遮るようにしましょう。

駐車場やごみ置場を植栽で遮蔽し、視線を遮っている



屋上付帯物（高架水槽など）

- ・高架水槽および屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
- ・屋上工作物および塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

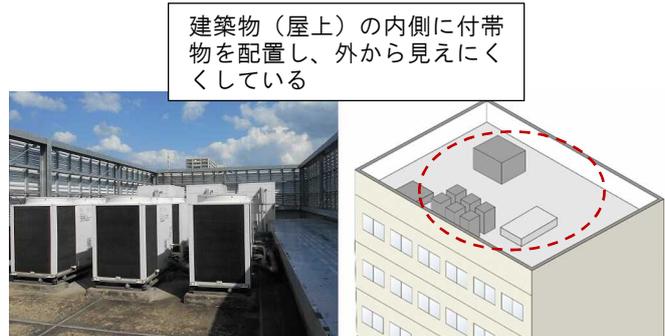
中高層建築物では、屋上部分が設備機器等の主要な置場となります。また、中高層建築物が多い場所や斜面地等の地形に高低差がある場所では、上からの視界が生まれ、建築物の上部が視界に入ることになります。したがって、屋上空間も建築物と一体的に考え、周囲からの見え方に配慮することが必要です。

景観づくりの方法

●配置を工夫する

○建築物の内側に配置する

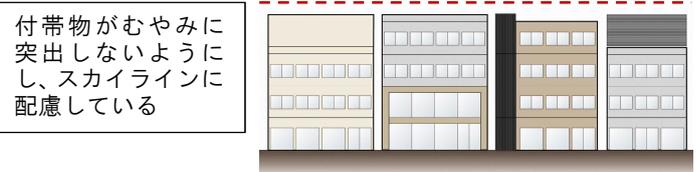
建築物の内側等、外から見えにくい位置に付帯物を配置しましょう。



●美しく見せる

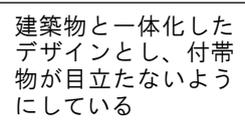
○周囲のスカイラインに配慮する

付帯物が周囲の建築物のスカイラインを著しく壊さないよう配慮しましょう。



○建築物と一体化したデザインにする

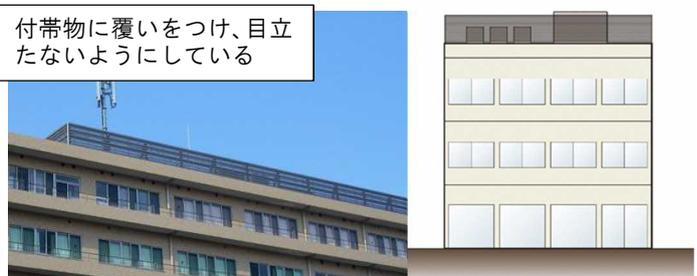
建築物と一体化して見えるようなデザインや色彩とし、目立たないようにしましょう。



●隠す

○付帯物に対する目隠しを設置する

付帯物に覆いをつけ、目隠しをしましょう。



外壁付帯物（ダクト類）

- ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
- ・屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
- ・エアコンの室外機および物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。

特に中高層建築物の商業施設、マンションが多いところは、外壁に設置された設備機器が多くなり、屋外階段も目立つようになります。これら建築物の付帯物も建築物と一体的に考え、周囲からの見え方に配慮することが必要です。

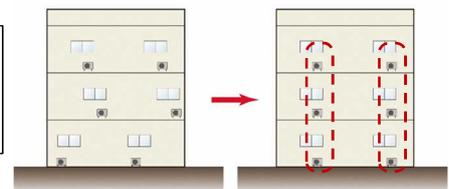
景観づくりの方法

●美しく見せる

○付帯物の配置を整える

付帯物は乱雑に配置せず、整った配置としましょう。

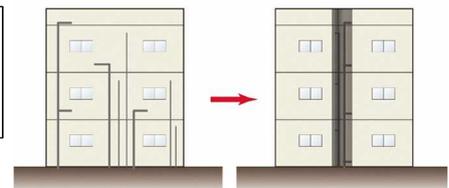
室外機をまとめて整然と配置し、乱雑な印象を与えないようにしている



○建築物と一体化したデザインとする

付帯物は、建築物と一体化して見えるようなデザインや色彩とし、目立たないようにしましょう。

ダクト類をまとめて覆いをつけ、目立たないようにしている



ダクト類を建築物と同じ色彩とし、目立たないようにしている

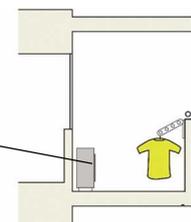


●隠す

○付帯物の配置を工夫する

付帯物は、ベランダの内側等、外から見えにくい位置に配置しましょう。

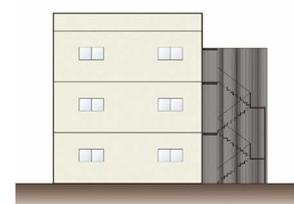
室外機をベランダの内側に配置し、外から見えにくくしている



○付帯物に対する目隠しを設置する

安全性を確保しつつ、適切に化粧版を設けるなど、建築物と一体化して目立たないようにしましょう。

屋外階段を建築物と調和した色彩の覆いで隠し、目立たないようにしている



外構

・垣・さく・塀は周辺の景観に調和した意匠・色彩とし、圧迫感を軽減する工夫をするとともに、単調・無機質な印象とならないよう配慮する。

道路に接する部分である外構は通行人の視界に入りやすく、まちなみの印象に影響を与えます。まちなみとしての一体感を考慮し、緑を取り入れるなどにより単調・無機質な印象とならないようにすることが必要です。

景観づくりの方法

●緑で仕切る

○生垣にする

敷際を生垣で仕切り、うるおいある景観をつくりましょう。

通りに面した敷際を生垣とし、うるおいある景観をつくっている



○植栽と垣・さく・塀を組み合わせる

植栽と垣・さく・塀を組み合わせ、無機質な印象とならないようにしましょう。

木と瓦を用いた塀と、足元に緑を配置し、周囲の景観と調和させている

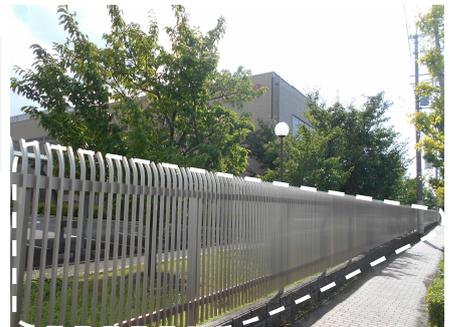


●視線を通す

○透過性のある垣・さく・塀とする

透過性のある垣・さく・塀とし、敷地内の緑へ視線が通るようにしましょう。

視線が通る塀を用いて、敷地内の緑を見せ、うるおいある景観をつくっている



敷地内の緑化

- ・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。
- ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

山や河川などの資源を守り活かしつつ新しい緑を取り入れながら、より自然を身近に感じ親しむことのできる景観づくりが必要です。

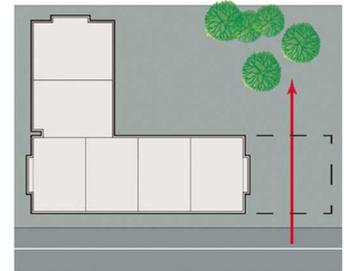
景観づくりの方法

●既存の緑を見せる

○配置・形態を工夫する

建築物の配置や形態を工夫することで、既存の緑を見せましょう。

背後にある緑に重ならない建築物の配置とし、緑を見せている



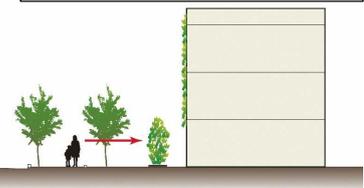
●新しい緑をつくる

○公共空間に面してつくる

人の行き交う公共空間に面するところに緑を配置しましょう。



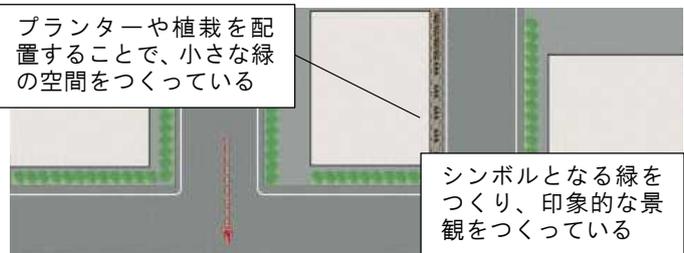
歩道に面する位置に緑を配置し、緑を身近に感じることができるようにしている



○アイストップとなる緑を配置する

人の視線が集まりやすいところに、効果的に緑を配置しましょう。

プランターや植栽を配置することで、小さな緑の空間をつくっている



シンボルとなる緑をつくり、印象的な景観をつくっている

○シンボルとなる緑をつくる

高木と低木をバランス良く配置するなどの工夫により個性を生み出し、印象づける効果的な緑をつくりましょう。

○小さな緑を配置する

緑を配置するスペースがないところでも、花壇等を置くことで緑の空間を作りましょう。

交差点に緑を配置し、アイストップとしている



屋外広告物

- ・表示する情報を整理し必要最小限の大きさ個数にするとともに、できるだけ1箇所に集約して表示する。
- ・集約できない場合は、位置や大きさ、高さ、色彩、形状等を揃えるなど乱雑な印象にならないように配慮する。
- ・建築物の外壁に調和し、安全で耐久性のある材質を使用する。
- ・色数は極力少なくし、色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をするとともに、形状・素材等は、設置する建築物や周辺の景観との調和に配慮する。
- ・夜間景観に配慮し、照明の数量や光源の見え方にも配慮する。

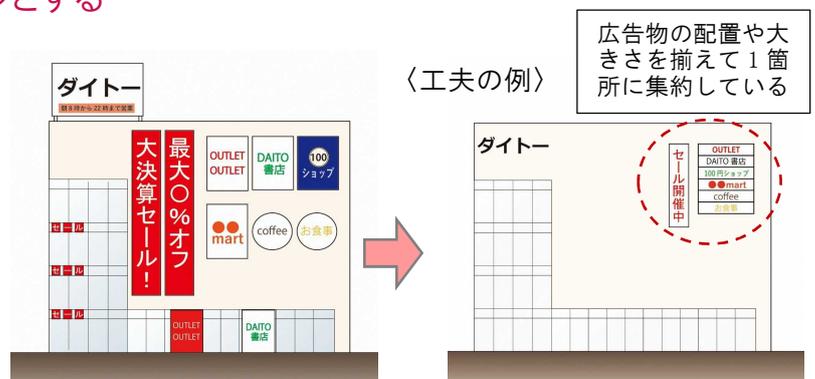
屋外広告物は事業活動をアピールする宣伝ツールですが、まちなみの景観を構成する重要な要素の一つでもあります。色彩や大きさなどで際立たせることだけを目的とするのではなく、デザインで目立たせる工夫をしながら、まちの個性を活かした節度ある表現とすることが必要です。

景観づくりの方法

●効果的・適切な配置やデザインとする

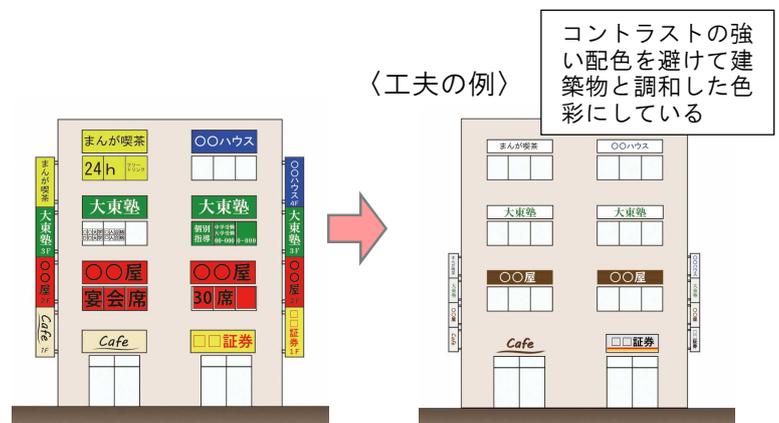
○情報を整理して1箇所にまとめる

広告物の情報を整理し、位置や大きさを揃えましょう



○建築物の外壁に調和した色彩とする

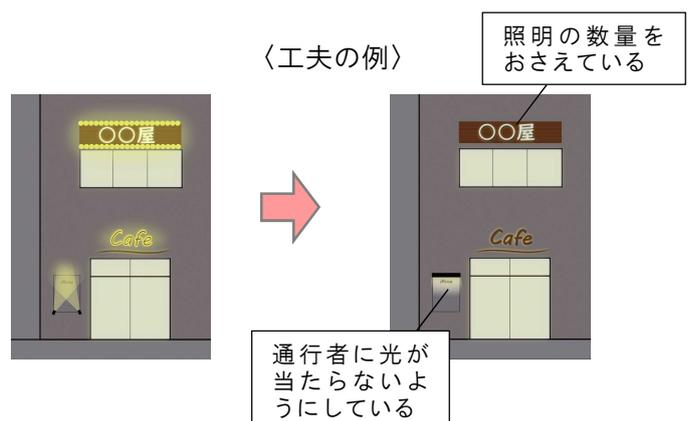
コントラストの強い配色は避け、建築物の外壁と調和した色彩にしましょう。



●適切な照明方法にする

○輝度や照度をおさえる

照明の輝度や照度をおさえて、通行者や周辺の環境に配慮しましょう。



市街地特性に応じた基準の配慮例

前述の項目ごとの基準を守りながら、市街地特性に配慮し、建物用途ごとにふさわしい建造物となるよう配慮しましょう。

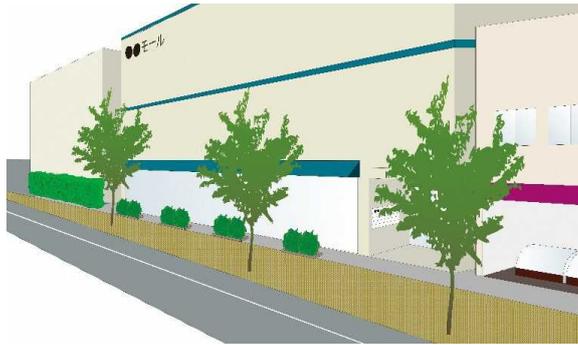
配慮例

【商業景観】にぎわいと調和のとれた景観づくりに寄与

調和のなかに商いの場としてのにぎわいや個性を出すよう、景観づくりに配慮しましょう。

人々の活動の見える化
道路に面してショーウィンドウを配置するなど、商いの活動を見せ、にぎわいを感じさせている

適度な広告物
広告物は適度な大きさとし、派手な色彩を避け、周囲の景観と調和させている



アクセントカラーの使用
建築物の全体的な色彩は周囲の景観と揃えながら、上手にアクセントカラーを用い、店舗ごとの個性を出している

植栽の配置
道路に面して植栽を配置し、彩りやうるおいを与えている

【住宅景観】ゆとりと落ち着きを与える景観づくりに寄与

日常生活の場として、うるおいを感じられ、ゆとりと落ち着きを与えるよう、景観づくりに配慮しましょう。

壁面の分節化
壁面の色彩や素材に変化をつけ、圧迫感を軽減させている

落ち着いた色彩
落ち着いた印象を与える色彩としている



屋外付帯物等の目隠し
屋外付帯物等を目立たないようにし、整った景観をつくっている

植栽の配置
敷地に植栽を配置し、うるおいある景観をつくっている

【産業景観】クリーンで親しみの持てる景観づくりに寄与

クリーンで整いかつ親しみの持てるよう、景観づくりに配慮しましょう。

コーポレートカラーの適度な使用
ロゴなど適度な面積でコーポレートカラーを使用し、個性を出している

落ち着いた色彩
建築物全体は落ち着いた印象を与える色彩とし、コーポレートカラーを際立たせている



人々の活動の見える化
道路に面して大きな窓面を配置するなど、産業活動を見せ、親しみを感じさせている

植栽の配置
敷地に植栽を配置し、うるおいある景観をつくっている

②工作物の基準の解説

「景観づくりの方法」については、建築物の方法も参考にしながら工夫してください。以下は、特に工作物において取り入れやすい方法を例示しています。

配置

- ・ 周辺の建築物等を見て、連続性に配慮した配置とする。
- ・ 壁面後退や植栽の設置など、道路や隣接する建築物等との間に適切な間隔を確保し、周辺への圧迫感の軽減に努める。

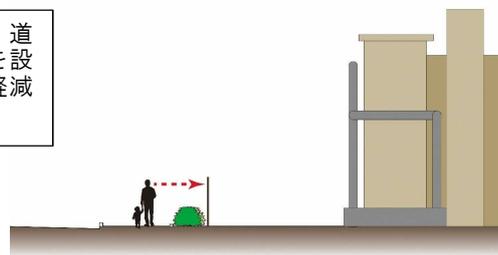
大規模な工作物が目立つと、景観に雑多な印象や圧迫感を与えます。周囲の建築物や環境との連続性に配慮し、景観と調和させることが必要です。

景観づくりの方法

○後退して配置する

工作物を後退し、敷地に柵や植栽等で目隠しをすることで目立たないようにし、歩行者への圧迫感を軽減しましょう。

工作物を後退し、道路に面して柵等を設置し、圧迫感を軽減している



色彩

- ・ 基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。

※p11 の色彩基準を遵守すること。

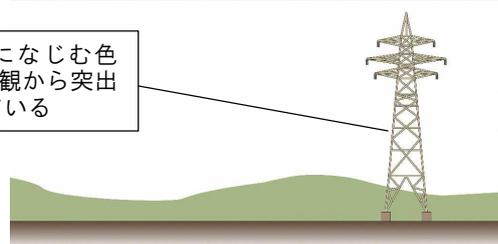
大規模な工作物が目立つと、景観に雑多な印象を与えます。周囲の色彩に溶け込ませ、できるだけ目立たないような配慮が必要です。

景観づくりの方法

○落ち着いた色合いにする

低彩度もしくは無彩色の落ち着いた色彩とし、周囲の景観から突出しない色彩としましょう。（他の法令等に基づく場合はこの限りでない。）

山並みなど自然になじむ色彩とし、周囲の景観から突出しないようにしている



意匠

- ・周辺の景観との調和に配慮し、著しく突出した意匠としない。
- ・多様な視点場を考慮し、敷地や工作物の見え方に配慮する。
- ・周辺の景観との調和に配慮しつつ、工作物全体としてのまとまりや、景観にアクセントを与えるものになるよう工夫する。

大規模な工作物が目立つと、景観に雑多な印象を与えます。工作物の意匠は、周囲の建築物や環境になじむ意匠とし、なるべく目立たないように配慮が必要です。

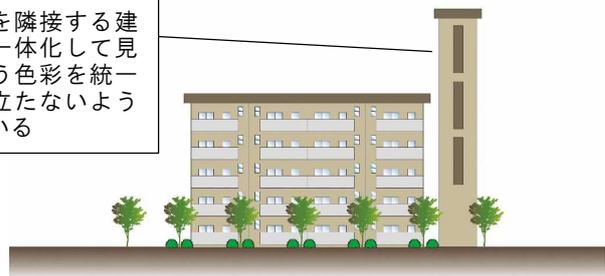
遠景・中景・近景など多様な視点場から敷地や建築物を確認することによって、大規模な工作物が目立たないように配慮し、工作物の意匠や形態が周囲から突出することのないよう、工作物全体でまとまりのある景観をつくる必要があります。

景観づくりの方法

○建築物と一体化したデザインとする

建築物と一体化したデザインとすることで、工作物を建築物になじませましょう。

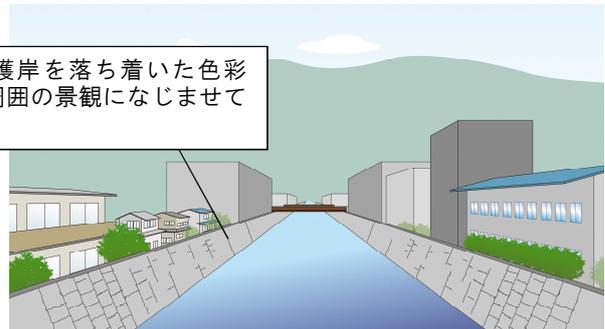
給水塔を隣接する建築物と一体化して見えるよう色彩を統一し、目立たないようにしている



○周囲の景観となじませる

川沿いの擁壁など、自然な風合いを感じさせる色彩を用いて、周囲の景観となじませましょう。

河川の護岸を落ち着いた色彩とし、周囲の景観になじませている



意匠

- ・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、圧迫感を軽減するとともに、周辺の景観との調和に配慮しつつ、単調とならないように工夫をする。

工作物の長大な壁面は、歩行者に圧迫感や威圧感を与えます。工作物の外壁を工夫することによって圧迫感を軽減する必要があります。

景観づくりの方法

○緑化や分節を行う

長大な壁面や擁壁が出る場合は、できるだけ傾斜を緩くし、分節や緑化をしましょう。

緑化擁壁ブロックを用いて、人工的な印象を和らげている



外構

- ・垣・さく・塀は周辺に調和した意匠・色彩とし、圧迫感を軽減する工夫をするとともに、単調・無機質な印象とならないよう配慮する。

道路に接する部分である外構は通行人の視界に入りやすく、まちなみの印象に影響を与えます。まちなみとしての一体感を考慮し、緑を取り入れるなど潤いのある空間を創り出すことが必要です。

景観づくりの方法

○周囲の景観になじませる

シンプルで圧迫感の少ない垣・さく・塀や、植栽と組み合わせるなど、周囲の景観になじませましょう。

透過性のある柵と背後に設置した樹木で、周囲の自然豊かな景観になじませている



敷地内の緑化

- ・道路に面する敷地には、緑を適切に配置するよう努める。
- ・緑の配置に際しては、周辺における緑の連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類および形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

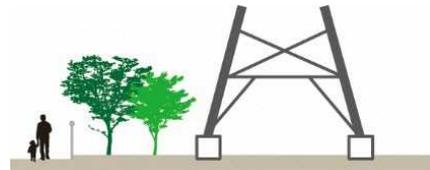
工作物の無機質な景観が目立たないように、工作物においても緑を取り入れ、周囲の見え方に配慮することが必要です。

景観づくりの方法

○足元を緑で覆う

工作物の足元を緑で覆い、人の視線から目立たないようにしましょう。

道路に面した足元に樹木を配置し、工作物への視線を遮っている



③開発行為の基準の解説

開発行為

- ・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態とする。

開発行為は、建築物を建てる土地をしつらえ、まちなみを構成する要素の基盤づくりをすることとなります。現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観と調和した良好なデザインとすることが必要です。

景観づくりの方法

○地形・自然環境の改変を最小限とする

現況の地形を可能な限り活かし、また緑を減らさないように植樹しましょう。

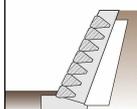
擁壁を分割して設置し、緑を施し、地形を大きく改変しないようにしている



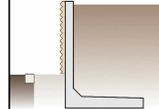
○法面を工夫する

大きな法面が出る場合は、素材や色彩を工夫しましょう。

石積み擁壁を用いて、人工的な印象を和らげている



落ち着いた色彩の吹付けコンクリート擁壁を用いて、人工的な印象を和らげている



4 今後の展望

今後は、大東市景観計画及び本ガイドラインに基づき安全安心に十分配慮したうえで景観形成を進めるとともに、今回策定した内容を第1ステップとして、新たな景観資源の発掘や大東スタイルを実現させるようなさらなる景観形成の推進に向けた取組の検討、計画の見直し等に取り組みます。

①景観アドバイザーの活用

- ・景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等のデザインを誘導するため、建築等の行為の事前の相談や事前協議等を行う際の専門家等を「景観アドバイザー」として位置づけ、景観アドバイザー制度の創設を検討します。

②啓発活動の推進

- ・市民・事業者等への啓発活動等の推進により意識の高揚に努めます。
例：フォーラム・ワークショップ等の開催、大東市の景観のPR（景観通信等）、市として大事にしたい建造物等の顕彰活動（景観資源リストの作成）等

③協働の景観づくりの仕組みづくり

- ・独自制度として住民等による（仮称）景観まちづくり団体の認定など、市民と協働で景観づくりを進めるための仕組みを検討します。

④景観づくりの取組支援

- ・市民・事業者等の景観づくりの取組に対する支援・助成制度について検討します。
例：表彰制度の創設、景観形成のルールづくり等の支援、（仮称）景観整備基金の設置等

⑤公共施設の景観整備

- ・市の景観を先導するものとして、公共施設の良好な景観整備に努めます。
例：公共施設景観ガイドラインの作成等

⑥景観計画の見直し

- ・大東市景観計画や景観ガイドラインは、景観法に基づく景観形成における第1ステップと位置づけ、景観重点地区の指定等、より実効性の高い景観づくりに向けて充実を図ります。
- ・景観づくりは長い年月をかけて醸成されていくものであり、今後、社会情勢の変化、上位関連計画の改訂、市民意識の高まり等、景観に関する環境の変化にあわせて、適宜内容を検討し、概ね5年ごとに計画の更新を行うものとしします。
例：景観審議会での景観計画における施策の進捗状況の報告、既存調査を活用した市民に対する本市の景観に対する満足度や景観施策に関する認知度の調査等

大東市 景観ガイドライン

発行 令和2年1月

編集 大東市 街づくり部 都市政策室 住宅都市政策課

〒574-8555 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

TEL : 072-872-2181 FAX : 072-874-8799

メールアドレス : juto@city.daito.lg.jp (住宅都市政策課)

ホームページ : <http://www.city.daito.lg.jp/> (大東市)

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

